



## 子どもの貧困対策を考える

ここ数年、私の研究のテーマの一つになっているのが、「子どもの貧困」の打開策です。

先日、川崎市議の友人と「教育問題の視察、次回はどこにする？」と相談し、「子どもの貧困とひとり親家庭（特に母子家庭）の教育について」を軸に調査先を探す事になりました。

貧困とは、衣食住がままならない「絶対的貧困」と、「相対的貧困」に分けられます。特に「相対的貧困」は、あまり聞きなれない言葉ですが、簡単に説明しますと、国民の標準的な所得の半分以下で生活していることをさし、実際の所得言えば「4人世帯で250万円以下」くらい。一般的に言われる日本の貧困とは、「相対的貧困」の方を指し、日本の子どもの相対的貧困率は厚生労働省の調査では2009年が15.7%。約6人に1人の子どもが相対的貧困状態にある事を意味します。小学校の1クラスに5~6人いることになります。

ユニセフ（国際連合児童基金）が2012年にまとめた報告書によると、日本の子どもの貧困率は、先進国35カ国中9番目に高い状態です。

親世代の経済状況が、子どもの進学状況や職業にも影響し、「貧困の世代間連鎖」を生み出す原因にもなっています。

これに対し、2013年6月19日に開かれた参議院本会議において「子どもの貧困対策法」が全会一致で可決し、成立しました。

この法案によって、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがないように、教育の機会均等などの対策を、国や地方自治体の責務で行うことが義務づけられました。この対策法では「就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずる」と、貧困対策における教育支援の重要性を示唆しています。

私も以前から、**子どもの貧困政策の最も重要なことは、教育であると考えています。教育は、子どもの可能性を広げる「未来への投資」です。**

しかし、教育施策といっても、多岐にわたります。例えば、①教育費の格差を縮小する施策 ②学力の格差を縮小する施策 ③学校生活を保障する施策etc.が考えられます。

冒頭にも記したように、仲間の女性議員とそれぞれの立場でどのような政策提案が出来るのか、視察や意見交換を重ねて、打開策を探したいと思っています。



(写真は昨年の川崎市の学童保育視察で。小田川崎市議、青木東京都中央区議と)



## 大工さんが作る応急仮設木造住宅

災害後に建てられる「仮設住宅」。当然、プレハブでしょ？と、思っていたら、しゃる方がほとんどだと思います。

これまで神奈川県では、災害時の応急仮設住宅の建設については、財団法人プレハブ建築協会などと協定を締結していましたが、さらに、昨年9月に、木造による応急仮設住宅の供給を整えて、震災などの災害への備えを強化していくため、「全国木造建設事業協会」と協定を締結しました。

1月23日の「木造」建築による応急仮設住宅の講習会のご報告です。この講習は、**横須賀市の協力のもと**で行われました。会場は、くりはま花の国プール横の神明第二公園。研修ということで、4人一組6組の方が参加し、全員が、すべての行程を経験する講習会でした。

講習会のため、外枠のみの建設でしたが、実際の出来上がりは、ログハウス風の外観になっています。（いわき市の仮設住宅）



プレハブの仮設住宅で最も問題だった「音」。木造にすることで、隣の音の弊害がかなり減るとのこと。その他、結露の問題も軽減されるそうです。

仮設住宅は、災害後3週間で建てるのが目標です。プレハブより手間のかかる木造仮設住宅。講習に参加した皆さんは、その技術をしっかりと身に付けようと、真剣に取り組んでいらっしゃいました。

出来あがる仮設住宅は、カーペットではなく、畳の部屋。木の香りのするお家、濡れ縁も作れる、大工さんの心が通った住宅になります。

作業が行われている間、皆さんから、様々なお話を伺うことが出来ました。災害時の対応に始まり、県産の木材の使い方から環境問題まで、県が抱える問題が多岐にわたっていることを、改めて実感したイベントでした。



(写真は、土台作り、足場を設置しての建て方作業、外枠完成後の記念写真)